平成２１年（フ）第５６号
秋田県大仙市豊岡字上中西122番地
債務者　田口　孝彦
1　決定年月日時　平成22年７月８日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月６日まで
秋田地方裁判所大曲支部

平成２２年（フ）第１５６号
福島県二本松市戸沢字桃前58番地
債務者　本多　知美
1　決定年月日時　平成22年７月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月６日まで
福島地方裁判所

平成２２年（フ）第１６４号
福島市清明町１番10号　ロイヤルレジデンス１―306
債務者　中川　信子（旧姓芳賀）
1　決定年月日時　平成22年７月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月６日まで
福島地方裁判所

平成２２年（フ）第２９号
福島県南相馬市原町区西町３丁目82番地の４、前住所福島県相馬市尾浜字原193番地の２
債務者　沼崎智恵子
1　決定年月日時　平成22年７月８日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月６日まで
福島地方裁判所相馬支部

平成２２年（フ）第３３号
福島県相馬市粟津字庭タリ前36番地の３
債務者　菅野智恵子
1　決定年月日時　平成22年７月８日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月６日まで
福島地方裁判所相馬支部

平成２２年（フ）第２９１号
茨城県常陸大宮市野上1926番地の１　指定障害者支援施設美春の郷、旧住所千葉県香取市返田646番地
債務者　都築　　等
1　決定年月日時　平成22年７月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月６日まで
水戸地方裁判所

平成２２年（フ）第３４９号
茨城県ひたちなか市大字堀口611番地１
債務者　伊藤　　武
1　決定年月日時　平成22年７月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月６日まで
水戸地方裁判所

平成２２年（フ）第３５０号
茨城県水戸市堀町1285番地
債務者　内藤　郁夫
1　決定年月日時　平成22年７月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月６日まで
水戸地方裁判所

平成２２年（フ）第３７０号
茨城県ひたちなか市大字佐和1619番地
債務者　倉田美津子
1　決定年月日時　平成22年７月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月６日まで
水戸地方裁判所

平成２２年（フ）第３８０号
茨城県ひたちなか市勝田本町18番14号サプリームコート201号
債務者　松崎　智子
1　決定年月日時　平成22年７月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月６日まで
水戸地方裁判所

平成２２年（フ）第３８２号
茨城県常陸太田市西河内下町721番地
債務者　大森　秀子
1　決定年月日時　平成22年７月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月６日まで
水戸地方裁判所

平成２２年（フ）第３８４号
茨城県ひたちなか市和田町２丁目３番４号
債務者　黒沢よし子
1　決定年月日時　平成22年７月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月６日まで
水戸地方裁判所

平成２２年（フ）第１８４号
金沢市福久町ヘ18番地４、従前の住所石川県能美市松が岡４丁目32番地
債務者　西田　直道
1　決定年月日時　平成22年７月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月６日まで
金沢地方裁判所

平成２２年（フ）第２２３号
金沢市専光寺町ツ46番地１、従前の住所金沢市普正寺町４の26番地46
債務者　松田恵美子
1　決定年月日時　平成22年７月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月６日まで
金沢地方裁判所

平成２２年（フ）第２３２号
金沢市尾張町１丁目２番12号　メゾン・ド・グロリエ501号、従前の住所金沢市中川除町75番地
債務者　丸田　源樹
1　決定年月日時　平成22年７月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月６日まで
金沢地方裁判所

平成２２年（フ）第２６３号
石川県河北郡内灘町字大清台38番地　ハッピーハウス・103号、従前の住所金沢市三ツ屋町ロ33番地１
債務者　角田　啓正
1　決定年月日時　平成22年７月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月６日まで
金沢地方裁判所